

vol.47-2 (通算 527号)

2017年5月号

やどかり

2017年5月15日発行

(毎月1回15日発行)

1987年12月19日第三種郵便物認可

発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 土橋 敏孝

〒337-0043

さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

定価 50円(含会費)

歴史の針を逆戻りさせる 精神保健福祉法改正案にNO!

現在国会で審議中の精神保健福祉法の改正案は、2016年7月に神奈川県相模原市の津久井やまゆり園で発生した殺傷事件を契機に拙速に法案化された。改正の趣旨には、再発防止のために法整備を行うとされ、措置入院者の退院後の支援のあり方を見直すとされた。しかし、改正案が閣議決定される前に、相模原事件の容疑者は完全責任能力があるという精神鑑定結果が出て、そもそも改正の根拠がない、立法事実が存在しないことへの批判の声が高まっていた。

参議院での審議中に法案の趣旨から相模原事件に関する記述を削除するという前代未聞の対応が行われた。もはや審議に耐えうる法案とはいえない。このままの内容で改正を強行することがあれば、国会への信頼を失うことはもちろん、精神障害に対する差別・偏見を助長することになるだろう。

精神障害のある人への逆風はこれだけではない。厚生労働省の「新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会」で議論された、「重度かつ慢性」の基準化では、「重度かつ慢性」と判断されると地域移行の対象から外されるという。精神科病院に長期入院をせざるを得ないこと自体が権利侵害状態であり、入院中の人を重度かつ慢性という基準で分けて処遇することは、地域生活を送る権利からさらに遠ざける。厚生労働省の発表によれば、精神

医療現場で隔離収容や身体拘束が増え続けている。こうした状況こそ改革すべきことなのではないか。

障害者権利条約では、いかなる強制入院も認めていない。どんなに重度な障害があっても、地域で暮らす権利がある。しかし障害のある人への施策は相模原事件のような事件があれば社会防衛へ傾いてしまう。権利条約批准国として、障害のある人の権利を守ることを基本とした政策こそが求められる。

財政抑制の名のもとに社会保障全般の後退が進んでいる。国民1人1人の福祉を守るために社会保障制度が存在するが、その後退によって、社会的な支援が必要な人を社会のお荷物と考える風土を育みはしないか。相模原事件の容疑者のもつ優生思想はそうした風土に根をおろして育っていくのではないか。どんな差別・偏見、権利侵害とも向き合い戦っていくという意思表示を国はすべきであるし、具体的な施策を展開しなくてはならないはずである。

日本の精神医学と精神医療の創始者である呉秀三は、その著書で、「我邦十何万ノ精神病患者八実ニ此病ヲ受ケタルノ不幸ノ外ニ、此邦ニ生レタルノ不幸ヲ重ヌルモノト云フベシ」という言葉を残した。それから100年。歴史の針を逆戻りさせてはならない。